

修正対象物品の令和元年度（平成31年度）における輸入基準数量

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第1項の規定に基づき、令和元年度（平成31年度）における修正対象物品の各輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪EPA）

項	概要	国・地域	輸入基準数量
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	※138,300 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	※203,300 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP（TPP11））

項	概要	国・地域	輸入基準数量
3	牛肉	発効国全体	※601,800 トン
4	豚肉	オーストラリア	785 トン
5	豚肉	カナダ	248,747 トン
6	豚肉	シンガポール	0 トン
8	豚肉	ニュージーランド	0 トン
10	豚肉	ベトナム	0 トン
13	豚肉	メキシコ	96,457 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	22 トン
15	豚肉調製品	カナダ	41 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	8 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン
24	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	発効国全体	※5,333 トン
25	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	発効国全体	※4,778 トン
26	オレンジ	発効国全体	※37,000 トン
27	SPF 製材	カナダ	※1,604,500 m ³
28	パーティクルボード	ニュージーランド	※66,100 m ³
29	OSB 等	カナダ	※228,500 m ³
31	合板	ベトナム	※193,000 m ³
33	針葉樹合板	カナダ	※7,100 m ³
35	針葉樹合板	ニュージーランド	※61,200 m ³

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日欧EPA）

項	概要	国・地域	輸入基準数量
37	牛肉	欧州連合	※44,278 トン
38	豚肉	欧州連合	374,718 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	4,947 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	欧州連合	※2,456 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	欧州連合	※2,133 トン
42	オレンジ	欧州連合	※2,000 トン

【備考】

・項番号は、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）別表第 1 に規定する項番号。

※豚肉及び豚肉調製品以外の物品の輸入基準数量は、平成 31 年 3 月 31 日に公表済み。